

第27号議案

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加東市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条中「求められた場合は、」の右に「必要に応じて、」を加え、「支給認定証」の右に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)」を加える。

第2条 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第27号議案 要旨

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたこと及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第52号）の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこと。（第1条関係）
 - ア 認定こども園や保育所等に入所した際、支給認定保護者は、支給認定証（支給認定証の交付を受けていない場合は、支給認定に係る事項を記載した通知書）を特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から求めがあった場合にのみ提示すること。（第8条）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うこと。（第2条関係）
 - ア 引用条項の項ずれを改めること。（第15条）

- 3 施行期日

2(1)関係	公布の日
2(2)関係	平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第1条関係） （受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、_____支給認定保護者の提示する支給認定証_____</p> <hr/> <p>_____によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>	<p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>
<p>○加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第2条関係） （特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--